

規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業実施要領

制定 令和3年3月30日2食産第6623号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅠの1の（4）のウの規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の13の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 アセアン諸国向けJFSセミナー・商談会の開催

輸出先として有望なアセアン諸国をターゲットに、JFS規格の認知度を向上させ加工食品の輸出拡大を図るため、JFS規格に関するセミナー及びJFS規格取得製品の商談会の開催を支援する。

（補助対象経費）

- ①セミナー及び商談会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、通訳費、資料印刷費等）
- ②資料等の文書作成費、映像等作成費、翻訳費
- ③現地調査費等

2 輸出拡大に向けた日本発規格のモデル的取得及び広報活動への支援

国内外の食品工場等における JFS 規格のモデル的取得を支援し、海外のマスメディア等を活用して効果的な広報を展開するとともに、海外の流通・小売・政府関係者を招いた工場視察の実施を支援する。

(補助対象経費)

- ①認証等取得支援費（審査員手当・旅費、コンサルティング費、報告書作成費、資料印刷費等）
- ②資料等の文書作成費、映像等作成費、広報費
- ③現地調査費、通訳費、翻訳費等

3 海外における監査体制調査等への支援

国内外における JFS 規格のステータス向上を図るため、輸出先国における様々な規格・認証の活用状況及び食品安全の監査体制に関する調査の実施や、食品安全に係る国際会議での情報収集等を支援する。

(補助対象経費)

- ①国際会議等参加費（旅費、通訳費等）
- ②現地調査費、資料等の文書作成費、通訳費、翻訳費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度とする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 食品関係事業者・団体等との利害関係の調整を行う体制が整備されている、食料産業における食品安全管理に関する標準化や認証プログラムの運営を担う団体を支援し、事業成果を本団体に集約するものであること。
- (5) 事業実施主体は、第3の3の事業を実施する場合には、食品衛生、HACCP、食品安全に係るマネジメントシステム、国際標準及び規格認証に係る専門的な知見を有すること。

2 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業実施計画の作成に当たり、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定するとともに、数値目標の達成に向けた具体的な計画及び数値目標の達成度を把握するためのフォローアップに関する実施計画を作成すること。
- (2) 第5の1(4)の「食品関係事業者・団体等との利害関係の調整を行う体制が整備されている、食料産業における食品安全管理に関する標準化や認証プログラムの運営を担う団体」と十分に連携すること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業の内容の追加又は削除

（2）事業目的の変更

（3）交付要綱別表1のIの1の（4）のウの規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、第3の1を実施する場合には、その事業の主たる部分（事業における総合的企画及び業務遂行管理等）を除き、この限りではない。

（1）委託先が決定している場合は委託先名

（2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第15に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付要綱第5の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

第9 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 10 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式1(第2関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(年 月～ 年 月)

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
- (3) その他参考資料

別記様式2(第6、第7関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業実施計画の承認
(変更、中止又は廃止の承認)の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止又は廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。
- 5 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とすること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表1の規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

①事業名

(注1) 第3の1から3のうち応募する事業名を記載すること。

(注2) 第3の1から3のうち複数事業に応募する場合は、各事業について当様式を使用すること。

②事業の目的

③事業の目的を達成するための数値目標

数値目標の記載例

- 1 アセアン諸国向けJFSセミナー・商談会の開催
 - ・令和4年3月までにセミナー・商談会を○件開催する。
 - ・セミナー後のアンケートにて、JFS規格取得事業者と積極的に取引したいと回答した事業者の割合が○%以上。
- 2 輸出拡大に向けた日本発規格のモデル的取得及び広報活動への支援
 - ・JFS規格のモデル的取得を○件実施し、海外のマスメディアを活用し広報を展開する。
- 3 海外における監査体制調査等への支援
 - ・令和4年3月までに食品安全の監査体制に関する調査を○件実施する。

④事業の内容

⑤数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

(注) 事業内容ごとに具体的な計画を記載すること。